

別表7（第4条、第13条、第14条） ※遡及分（附則第1条第2項及び第3項によるもの）を除く。

関係条項	補助対象事業			
	耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助	耐震改修設計費補助	耐震改修工事費補助、建替え工事費補助又は建替え設計費及び建替え工事費の一括補助	耐震シェルター工事費補助
第4条 （交付申請）	<p>（添付書類）</p> <p>ア 補助対象事業実施計画書（様式第2号-1、又は様式第2号-2）</p> <p>イ 住民票の写し</p> <p>ウ 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し</p> <p>エ 住宅の所有者がわかる書類の写し （登記事項証明書又は名寄帳、資産証明書）</p> <p>オ 納税証明（未納がない証明（延滞金を含む。））</p> <p>カ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る承諾書（様式第3号）</p> <p>キ 当該住宅の建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの</p> <p>ク 耐震診断を実施している場合は、耐震診断結果報告書の写し</p> <p>ケ 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものは、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（罹災証明等）</p> <p>コ 交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合は、委任状</p> <p>サ その他市町村長が必要と認める書類</p>		<p>（添付書類）</p> <p>ア 補助対象事業実施計画書（様式第2号-3、又は様式第2号-4、又は様式第2号-5）</p> <p>イ 工程表、ウ 住民票の写し</p> <p>エ 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し</p> <p>オ 住宅の所有者がわかる書類の写し （登記事項証明書又は名寄帳、資産証明書）</p> <p>カ 納税証明（未納がない証明（延滞金を含む。））</p> <p>キ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る承諾書（様式第3号）</p> <p>ク 当該住宅の建築確認済証の写し又は建築年月日がわかるもの</p> <p>ケ 現況写真（外観写真2方向以上）</p> <p>コ 現況の各階平面図</p> <p>サ 耐震改修設計の内容を確認できる図書 （建替え工事費補助の場合は、建替え設計の内容を確認できる書類（建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証の写し））</p> <p>シ 耐震診断結果報告書の写し</p> <p>ス 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものは、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（罹災証明等）</p> <p>セ 交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合は委任状</p> <p>ソ その他市町村長が必要と認める書類</p>	<p>（添付書類）</p> <p>ア 補助対象事業実施計画書（様式第2号-6）</p> <p>イ 工程表</p> <p>ウ 住民票の写し</p> <p>エ 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し</p> <p>オ 住宅の所有者がわかる書類の写し （登記事項証明書又は名寄帳、資産証明書）</p> <p>カ 納税証明（未納がない証明（延滞金を含む。））</p> <p>キ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る承諾書（様式第3号）</p> <p>ク 当該住宅の建築確認済証の写し又は建築年月日がわかるもの</p> <p>ケ 現況写真（外観写真2方向以上及び設置予定場所の写真）</p> <p>コ 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものは、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（罹災証明等）又は耐震診断結果報告書の写し</p> <p>サ 交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合は、委任状</p> <p>シ その他市町村長が必要と認める書類</p>
第13条 （耐震改修設計完了の報告）	<p>ア 耐震改修設計に係る契約書の写し</p> <p>イ 現況の各階平面図</p> <p>ウ 補強計画及び設計図書</p> <p>エ 耐震改修工事の見積書</p> <p>オ 工程表</p> <p>カ 現況写真（外観写真2方向以上）</p> <p>キ 耐震診断結果報告書の写し （オ～キは、耐震改修工事を補助対象とする場合。）</p> <p>ク その他市町村長が必要と認める書類</p>			
第14条 （完了実績報告）	<p>（添付書類）</p> <p>ア 耐震改修工事に係る契約書の写し</p> <p>イ 工事監理報告書の写し（様式第12号）</p> <p>ウ 工事写真 （以上は、耐震改修工事を補助対象とする場合。）</p> <p>エ 補助対象事業に係る領収書の写し</p> <p>オ その他市町村長が必要と認める書類</p>	<p>（添付書類）</p> <p>ア 補助対象事業に係る契約書の写し</p> <p>イ 現況の各階平面図</p> <p>ウ 補強計画及び設計図書</p> <p>エ 工事費の積算を補助対象経費に算入した場合は、耐震改修工事の見積書</p> <p>オ 補助対象事業に係る領収書の写し</p> <p>カ その他市町村長が必要と認める書類</p>	<p>（添付書類）</p> <p>ア 補助対象事業に係る契約書の写し</p> <p>イ 建替え設計費及び建替え工事費の一括補助の場合は、建替え設計の内容を確認できる書類（建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証の等）</p> <p>ウ 工事監理報告書の写し（様式第12号）</p> <p>エ 工事写真</p> <p>オ 補助対象事業に係る領収書の写し</p> <p>カ その他市町村長が必要と認める書類</p>	<p>（添付書類）</p> <p>ア 補助対象事業に係る契約書の写し</p> <p>イ 工事写真</p> <p>ウ 補助対象事業に係る領収書の写し</p> <p>エ その他市町村長が必要と認める書類</p>

別表8（第4条、第14条） ※遡及分（附則第1条第2項及び第3項によるもの）に限る。

遡及分

関係条項	補助対象事業		
	耐震改修設計	耐震改修工事又は建替え工事	耐震シェルター工事
第4条 （交付申請）	<p>（添付書類）</p> <p>ア 補助対象事業実施計画書（様式第2号-2）</p> <p>イ 住民票の写し</p> <p>ウ 補助事業に係る経費の内訳が分かる書類（契約書等）</p> <p>エ 住宅の所有者がわかる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産証明書）</p> <p>オ 納税証明（未納がない証明（延滞金を含む。））</p> <p>カ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る承諾書（様式第3号）</p> <p>キ 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの</p> <p>ク 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（罹災証明等）</p> <p>ケ 耐震改修設計実施証明書（様式第17号）</p> <p>コ 現況の各階平面図</p> <p>サ 耐震改修設計図書</p> <p>シ 工事費の積算を補助対象経費に算入した場合は、耐震改修工事の見積書</p> <p>ス その他市町村長が必要と認める書類</p> <p>セ 交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合は、委任状</p> <p>ソ 耐震診断結果報告書の写し（様式第19号）も含む</p> <p>タ その他市町村長が必要と認める書類</p>	<p>（添付書類）</p> <p>ア 補助対象事業実施計画書（様式第2号-3、又は様式第2号-5）</p> <p>イ 住民票の写し</p> <p>ウ 補助事業に係る経費の内訳が分かる書類（契約書等）</p> <p>エ 住宅の所有者がわかる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産証明書）</p> <p>オ 納税証明（未納がない証明（延滞金を含む。））</p> <p>カ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る承諾書（様式第3号）</p> <p>キ 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの</p> <p>ク 現況写真（外観写真2方向以上）</p> <p>ケ 現況の各階平面図</p> <p>コ 耐震改修設計の内容を確認できる図書又は建替え設計の内容を確認できる書類（建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証の写し等）</p> <p>サ 耐震改修前の耐震診断結果報告書の写し</p> <p>シ 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（罹災証明等）</p> <p>ス 工事監理報告書の写し又は耐震改修工事実施証明書（様式第18号）（建替えの場合は、検査済証の写し又は法適合証明書（様式第20号））</p> <p>セ 工事写真</p> <p>ソ 交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合は、委任状</p> <p>タ その他市町村長が必要と認める書類</p>	<p>（添付書類）</p> <p>ア 補助対象事業実施計画書（様式第2号-6）</p> <p>イ 住民票の写し</p> <p>ウ 補助事業に係る経費の内訳が分かる書類（契約書等）</p> <p>エ 住宅の所有者がわかる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産証明書）</p> <p>オ 納税証明（未納がない証明（延滞金を含む。））</p> <p>カ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る承諾書（様式第3号）</p> <p>キ 当該住宅の建築確認済証の写し又は建築年月日がわかるもの</p> <p>ク 現況写真（外観写真2方向以上）</p> <p>ケ 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（罹災証明等）又は耐震診断結果報告書の写し</p> <p>コ 工事写真（設置後の写真含む。）</p> <p>サ 交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合は、委任状</p> <p>シ その他市町村長が必要と認める書類</p>
第14条 （完了実績報告）	<p>（添付書類）</p> <p>不要</p>	<p>（添付書類）</p> <p>不要</p>	<p>（添付書類）</p> <p>不要</p>